

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第3号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
家畜保健衛生所	略		家畜保健衛生所	略	
県立の高等学校	略		県立の高等学校	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1
県立の特別支援学校	略		県立の特別支援学校	略	
市町立の中学校、小学校及び義務教育学校	1 略 2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	略	市町立の中学校、小学校及び義務教育学校	1 略 2 学校教育法施行規則第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	略
略			略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。